

ID: 3016

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	共済規程の認可		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第9条の6の2第1項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
【基準】 法第9条の6の2第1項の規定による。 (共済規程) 第9条の6の2 事業協同組合及び事業協同小組合が、共済事業(第9条の7の2第1項の認可を受けて同項に規定する火災共済事業を行う事業協同組合にあつては、当該火災共済事業を除く。次項において同じ。)を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、共済規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日